

## 町内小・中学校から 11名が入選

絵画 佐藤 友理（小学2年）

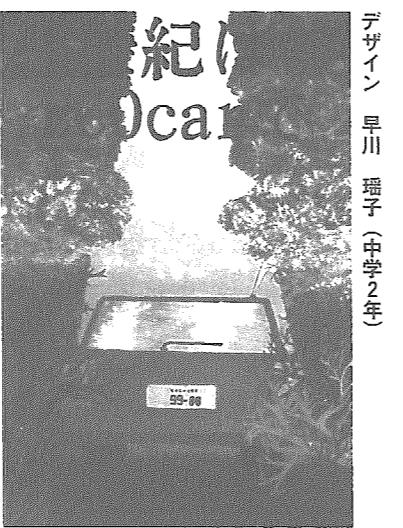
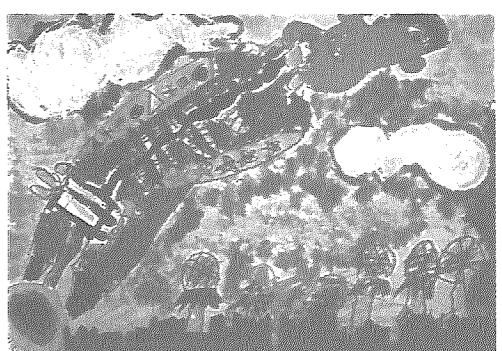
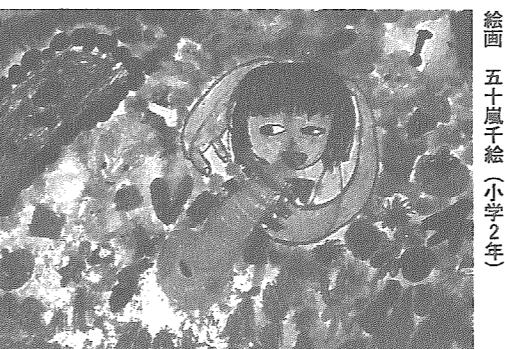
絵画 田嶋 寶太（小学2年）

絵画 武石 明子（小学5年）

第30回新潟県ジュニア美術展覽会が開催され、横越小学校から8名、中学校から3名が入選し、それぞれ奨励賞を受賞しました。作品は11月29日から12月12日まで新潟県民会館で展示されました。

展示された入選作品を紹介します。

# 第30回新潟県ジュニア美術展覽会



## ダイオキシン類対策特別措置法の施行について

ダイオキシン類による環境汚染の防止・除去等を図るため、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月に公布され、平成12年1月15日までに施行されます。

次に示す特定施設を設置している工場・事業場は、法律の施行後、30日以内に特定施設の届出を県知事に行うことが必要となりますので、新津保健所まで必ず届出を行って下さい。新たに特定施設を設置する場合も事前に届出を行うことが必要です。

また、この他、排出基準の遵守、排出ガス・排出水中のダイオキシン類の濃度の測定等を行うことが必要となります。

### 1 大気関係の特定施設

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 廃棄物焼却炉  | (4) 亜鉛回収施設       |
| (2) 製鋼用電気炉  | (5) アルミニウム合金製造施設 |
| (3) 鉄鋼業焼結施設 |                  |

なお、廃棄物焼却炉については、炉の火床面積 0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力50kg／時以上とされ、事業場内で一般廃棄物や産業廃棄物の焼却に使用している極く小規模のものまで規制対象となる予定ですので、事業場内にそのような施設があるかどうか確認して下さい。

### 2 水質関係の特定施設

- |  |
|--|
| (1) 廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰ピット |
| (2) クラフトバルブ製造の用に供する施設のうち塩素系漂白施設          |
| (3) 廃P C B等又はP C B処理物の分解施設               |
| (4) P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設              |
| (5) アルミニウム合金製造施設に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設       |
| (6) 塩化ビニルモノマー製造の用に供する施設のうち二塩化エチレン洗浄施設    |
| (7) 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設         |
| (8) 上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設           |

### 3 お問い合わせ

詳細は、新津保健所環境課（☎0250-22-5171）、または新潟県環境対策課環境保全係（☎280-5154）にお問い合わせ下さい。